

京都市告示第322号

地方自治法施行令第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、令和2年1月6日から令和4年9月30日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、各種証明手数料及び軽自動車税の収納事務を委託します。

令和2年9月16日

京都市長 門川 大作

公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社パソナ パソナ・京都 常務執行役員人材派遣・BPO 事業本部 パブリック本部長 出町 奈央子	京都市中京区烏丸通四条上ル筍町 691 番地

(行財政局税務部税制課)